

紀の川市教育大綱



育ちあうよろこび 育てあうよろこび

平成27年11月策定

紀の川市

目 次

第 1 章 はじめに	1
(1) 教育大綱の位置付け	2
(2) 他の関連計画等	2
(3) 教育大綱の実施期間	2
第 2 章 教育大綱	3
(1) 基本理念	3
(2) 骨 子	3
第 3 章 基本施策	5
(1) 人権教育・啓発の推進	5
(2) 小中学校教育の充実	5
(3) 家庭教育の推進	5
(4) 地域での子どもの健全育成の推進	6
(5) 歴史・文化の継承、多様な文化	
・ 芸術を楽しめる環境づくり	6
(6) 生涯学習の推進	6
(7) スポーツ環境の充実	7

＜第1章 はじめに＞

紀の川市は、平成17年11月7日に旧那賀郡の5町（打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町）が合併して誕生しました。

平成20年3月に「第1次紀の川市長期総合計画」を策定し、「いきいきと力をあわせたまちづくり 夢あふれる 紀の川市」を将来像に掲げ、協働でまちづくりを進めてきました。この間、自然災害の頻発、人口減少・少子高齢化のさらなる進展、社会経済情勢の変化、新たな地方のあり方への対応、交流の拡大化など、さまざまな課題が生じております。このため地方行政を取り巻く状況が刻々と変化する中、先の課題に柔軟に対応しつつ、安全・安心の確保、地域資源を活かした地域ビジネスの推進、交流人口の増加によるまちの活性化などの基本的な方向性を示した「第1次紀の川市長期総合計画後期基本計画」を平成25年3月に策定しました。

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、同法第1条の3 第1項の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（国の第2期教育振興基本計画）を参酌しその地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

教育の目標や施策の根本的なものとなる大綱を策定するにあたり、教育行政に関する市民の意向をより一層反映させる等の観点から、市長と教育委員で構成する「総合教育会議」において協議・調整し、市長が定める大綱は「第1次紀の川市長期総合計画」を基に「紀の川市教育大綱」（以下「教育大綱」という。）とすることとしました。

紀の川市教育委員会は、この大綱に基づき、積極的に教育行政を推進していきます。

(1) 教育大綱の位置付け

教育大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に規定されています。

教育大綱策定にあたり、既に教育部で策定済の推進計画等を尊重し「第1次紀の川市長期総合計画」の基本構想に定める基本目標の達成に向け、教育分野の施策目標を受け基本施策の方向性を示し策定しました。

また、この教育大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるもので、「教育基本法」第17条第2項に基づく本市の「教育振興基本計画」としても位置付けるものです。

(2) 他の関連計画等

<関連計画等との整理>

教育部において既に策定済みの以下の計画は「紀の川市長期総合計画」を基本として策定されていますので、関連計画の現状等も踏まえ策定するものとします。

- ・ 学校教育指針
(期 間:毎年更新)
- ・ 紀の川市スポーツ振興計画
(計画期間:平成21年度～平成30年度)
- ・ 紀の川市生涯学習推進計画
(計画期間:平成26年度～平成30年度)

(3) 教育大綱の実施期間

<教育大綱の実施期間>

期間は、平成27年度～平成29年度までの3ヶ年間とします。

<第2章 教育大綱>

(1) 基本理念

紀 産 紀 育

育ちあうよろこび 育てあうよろこび

紀の川市長期総合計画に掲げる「いきいきと 力をあわせたまちづくり 夢 あふれる 紀の川市」の実現に向け未来を担う子どもたちが互いに学び合い確かな学力の定着と向上を図りつつ、変わりゆく社会情勢に対応できる柔軟な心や、健康でたくましい体を育てるとともに、市民一人ひとりがそれぞれのニーズに応じた機会・場所において相互に学びあい、高めあうことで、「育ちあうよろこび」を共有できる教育を進めます。

また、学校・家庭・地域が共に連携し、個性と能力を十分に発揮しながら、次代を担う子どもたちや、自ら学ぼうとする市民が互いに「育てあうよろこび」を共有することで、夢に向かい充実した人生を創造できる人材の育成と、よりよい社会づくりのための教育【紀産紀育】を進めます。

(2) 骨 子

◆市政策目標◆

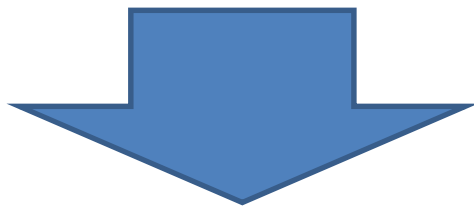
「すこやかで感性豊かな人が育つまち」

～思いやりを持ってたすけあおう～

本市の多くの市民が、安心して、健康に心がけ暮らし続けることを望んでいます。そのため、お互いに思いやり助け合いの心を持ち、元

気で安心して生活ができる環境を整えているまちをめざします。

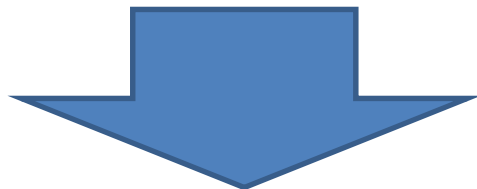
また、市民の誰もが、先人たちから受け継いできた歴史・文化や紀の川をはじめ美しい豊かな自然環境に誇りを持ち、紀の川市を自分たちのふるさととして愛する心を持つことが大切です。市民それぞれが互いの感性を尊重し、個性と能力を十分に発揮しながら、新しい次代を担う世代が健やかに育っているまちをめざします。



◆教育委員会施策目標◆

すべての人が、お互いを認め合い、だれもが自分らしく生きることができる社会をめざします。また、子どもたちの学力が向上し、豊かな感性や個性を育む乳幼児教育や学校教育が行われ、学校、地域、家庭が連携し、子どもたちが心豊かで健全に育っているまちをめざします。

さらに、市民が郷土の歴史や文化を大切にしているとともに、多様な学習活動やスポーツ・レクリエーションに参加し、みんながいきいきと輝いているまちをめざします。



お互いの人権を尊重しあい、ふるさとを愛し、
感謝の気持ちを大切にし、いきいきと輝いている

＜第3章 基本施策＞

(1) 人権教育・啓発の推進

○すべての人の人権が守られ、誰もがいきいきと暮らしていくために、人権施策基本方針に基づき、人権問題の理解や人権意識の高揚に努めると共に、インターネットや携帯電話等の急速なIT化の進展に伴い新たな人権問題が発生していることや、子どものいじめの問題などあらゆる人権問題の解決のため積極的な市民活動の支援を行うことで、人権が尊重されるまちづくりを進めます。

(2) 小中学校教育の充実

- 学校、地域、家庭が連携して育てるという基本的な考えのもとに、地域に開かれた学校づくりをめざします。「育ちあうよろこび、育てあうよろこび」を目標に、市の子どもは市で育てあげる「紀産紀育」を推進します。また、安全で健やかに学ぶことができる教育環境を整え、学力、他人を思いやる人間力を磨き、総合的な教育力が高いまちづくりをめざします。
- 社会環境が大きく変化する中で、新しい教育技術や設備、教育内容を取り入れ、次代を担う人材育成を推進します。また、不登校やいじめの問題などの課題を抱える児童生徒への対応を行うとともに、人権教育や心の教育にも配慮した教育を推進します。
- 子どもと地域との関わりが希薄になる傾向があることから、学校と地域や家庭が連携して郷土教育力を高めます。
- 子どもの数が減少する傾向にあることから、子どもたちに良質の教育環境を提供できるように学校規模のあり方や学校配置のあり方について、地域・保護者と調整を図りながら検討を行います。

(3) 家庭教育の推進

- 核家族化や共働き世帯の増加などから、地域での絆が希薄となり、孤立した環境で子育てをする家庭が多くなる中で、家庭での教育力を高めるために、親に対する学習機会の提供、仲間づくり、相談支援など行政と地域の協働による取り組みのあるまちをめざします。
- 家庭において、子どもたちが基本的な生活習慣や生活能力、豊かな

情操、他人に対する思いやりなど、生きていく上での基本となる事項を身につけることができるような家庭教育が行われ、健やかな子どもが育つ環境づくりを推進します。

(4) 地域での子どもの健全育成の推進

○地域住民が主体となって青少年対象の地域活動が行われ、地域住民が見守る環境の中で、子どもたちが健やかに成長できるよう、子どもの成長過程において、地域で多くの体験や人との関わりを通じて、自らの個性と能力を伸ばし、何事にも自主的に取り組む姿勢を育むことができるように、地域で支援・見守る活動を推進します。また、さまざまな団体が連携し、地域一丸となって子どもの成長を見守る体制作りを進めるとともに、一人でも多くの市民が子どもを見守る活動を自発的に行っていただけるよう支援します。

(5) 歴史・文化の継承、多様な文化・芸術を楽しめる環境づくり

- 重要な文化財の保存整備を進めるとともに、市民の文化財への理解や保存意識を高めるための啓発を行い、郷土の歴史や文化を次世代に受け継いでいきます。また、豊かな歴史、文化財の活用にあたっては、文化財サポーターが文化財の説明を行うなど、市民とともに協働で活動事業を行い、多くの方々が参加し、文化財に親しんでもらえるよう推進します。
- 市民の文化芸術活動が活発に行われ、かつ質の高い文化芸術の鑑賞や体験する機会も確保され、生涯学習活動や文化活動を支援することにより、文化に親しみ楽しむ心豊かな市民が育ち、自由に活動できるまちづくりを推進します。

(6) 生涯学習の推進

○市民誰もが必要に応じて学び続けることができる環境が整備され、市民一人ひとり、だれもが、いつでも、どこでも自らの意志で、手段や方法を自由に選択して学ぶことのできるような学習機会の充実と施設の整備を図ります。また、市民が学習活動を通じて、人と人がつながりあい地域力を高めていけるような取り組みを推進します。

- 地域の学習拠点であり、コミュニティ施設である公民館では、それぞれの地域の学びの拠点として個人の生きがいつくりや能力開発の場として活動の充実を促します。

(7) スポーツ環境の充実

- 市民の暮らしの中にスポーツが定着し、市民一人ひとりが、自分の年齢、体力等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しめるよう「市民一人1スポーツ」の普及に努めるとともに、施設環境の整備を行い健康で明るく元気な人があふれる生涯スポーツのまちづくりをめざします。